




■営利の場合の著作物の利用は、全て著作権者の許諾が必要です。  
また、支払いも生じます。(出版社の許諾を要する場合があります。)

▶▶ 出版社へ連絡 ▶▶ 著作権者・出版社(条件交渉の後)の許諾を得る。

■下記の場合は、非営利でも著作権者の許諾が必要です。

利用形態	著作権の内容等	対応	著作権法
<b>A</b> 1. 絵本・紙芝居の拡大使用 (複製を伴う場合) 2. ペーパーサート 3. 紙芝居 4. さわる絵本 5. 布の絵本 6. エプロンシアター 7. パネルシアター 8. 人形劇 9. パワーポイント 10. その他、いかなる形態に おいても絵や文章を変形 して使用する場合	●これらは全て原本に改変を加えて利用 (二次的使用)するもので、著作者人格権 (同一性保持権、名誉・声望を害されない 等)に抵触。著作者の許諾を要す。  絵本等の拡大使用は、出版権に抵触する こともあり、出版社の許諾を要する場合 がある。	出版社(窓口)へ連絡  著作権者・出版社の許諾を得る	18~21条  113条6
<b>B</b> 1. 表紙のみの使用 (ホームページ、 ブックリスト等)  2. 表紙以外の本文画の使用 (ホームページ、 ブックリスト等)	●ブックリスト、図書館内のお知らせ、書評 等に、表紙をそのまま使用する場合は、 商品を明示しているものとみなされ慣行 上無許諾で使用できる。 ただし、ホームページにのせる場合は、 引用にあたる場合を除き確認が必要。 表紙写真に加え、作品名・著作者名(作 文・絵・写真など)・出版社名を必ず一体 表記すべき。  ●表紙以外の本文画を使用する場合は、 引用にあたる場合を除き著作権者の 許諾を要す。 著作権者へ支払いが生ずることもある。	出版社(窓口)へ確認  出版社(窓口)へ連絡  著作権者の許諾を得る	21条
<b>C</b> その他	●ホームページ、教育委員会・人権団体 等のパンフレット等に文章や絵を使用 する場合は、引用にあたる場合を除き、 著作権者の許諾を要す。 著作権者へ支払いが生ずることもある。	出版社(窓口)へ連絡  著作権者の許諾を得る	21条